

電子マニフェストの導入の経緯と運用方法

さいたま市立病院

経営部庶務課施設管理係
石田様

はじめに

平成 29 年の廃棄物処理法改正で、平成 32 年 4 月から特別管理産業廃棄物多量排出事業者（以下「特管多量事業者」という）（年間の発生量が 50 t 以上：PCB 廃棄物は含まない）に電子マニフェスト使用が義務化され、感染性廃棄物や化学薬品等を多量に排出する病院や工場などが義務化の対象事業者となります。

この度、既に電子マニフェストを導入している、さいたま市立病院を訪ね、電子マニフェストシステムの導入の経緯と運用方法について伺ってきましたので、その内容を紹介します。

病院概要

病 院 名：さいたま市立病院
開 設：昭和 28 年 11 月 14 日
所 在 地：埼玉県さいたま市緑区三室 2460
診 療 科 目：21 科目
（内科、小児科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等）
病 床 数：567 床
職 員 数：1,021 人（平成 29 年 4 月 1 日時点）

1. 廃棄物の排出等の状況

さいたま市立病院には 21 の診療科があり、各診療科から排出される廃棄物の排出量は年間約 230 t となっており、感染性廃棄物と非感染性の廃プラスチック類が大半を占めている。委託処理する産業廃棄物には、すべて電子マニフェストを使用しており、年間のマニフェスト件数は約 300 件である。

各診療科では廃棄物を安全に、適正に取り扱うとともに、処理費用を削減することを目的に、感染性廃棄物（血液が付着した注射針など）と非感染性廃棄物（廃プラスチック類）の分別を徹底しており、例えば、輸液点滴パックについては、ビニールバッグの部分は非感染性の廃プラスチック類として分別し、点滴針のみを感染性廃棄物として取り扱っている。分別した感染性廃棄物はプラスチック製の容器等に、非感染性の廃プラスチック類はビニール袋にそれぞれ収納し、処理業者に委託するまでの間は、施錠された保管庫に保管している（写真参照）。なお、

感染性廃棄物に使用するプラスチック製の容器は、JW センターが実施する感染性廃棄物容器評価事業で評価を受けた容器が用いられている。



感染性廃棄物の保管状態

2. 電子マニフェスト導入のきっかけ

平成 26 年 4 月に策定された「さいたま市電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」において、市が率先して電子マニフェストを導入し普及拡大を図ることとなった。さいたま市立病院では、ロードマップに基づき、同年 9 月から電子マニフェストの運用を開始している。

3. 電子 manifests の運用ポイント

(1) manifests 管理業務の実施体制

病院では、職員1名が廃棄物管理全般の業務を担当しており、電子 manifests の入力、終了報告の確認など、電子 manifests に係るすべての業務に携わっている。

(2) 処理業者の選定

廃棄物の処理を委託する収集運搬業者、処分業者は毎年、さいたま市の競争入札により決定しており、入札条件には電子 manifests での運用が必須である旨を付記している。

現在、感染性廃棄物の処理は収集運搬業者1社と処分業者1社、その他の産業廃棄物の処理は収集運搬業者1社、処分業者1社、一般廃棄物の処理は収集運搬業者1社に委託している。

なお、廃棄物の適正処理を確保する取組みとして、中間処理施設、最終処分施設への年1回の現地確認を実施している。

(3) パターン設定を活用した予約登録での運用

電子 manifests の登録方法として、パターン設定を活用した予約登録により運用している。

①パターン設定

感染性廃棄物と非感染性廃棄物それぞれについて、排出事業場、引渡し担当者、処理業者等が固定されているため、その情報をパターンとして設定しておく。また、処分業者で廃棄物を計量しているため、排出時の「廃棄物の数量」は概数の数量を入力し、数量確定者を処分業者としたパターンとしている。

②予約登録・受渡確認票

廃棄物を排出する1週間前にパターン設定した manifests 情報を基に予約登録を行うとともに、受渡確認票を3枚印刷する。

受渡確認票は、1枚は病院での manifests 入力原票とし、他の2枚は廃棄物回収時に収集運搬業者に渡す。

③本登録（予約登録から本登録への切り替え）

廃棄物を引き渡した後、病院の manifests 担当者は即日中に受渡確認票を基に予約情報を本登録する。登録後は manifests 情報照会の機能を用いて運搬終了、処分終了、最終処分終了の報告が行われていることを確認する。

4. 電子 manifests のメリットと活用

紙 manifests を運用していたときには、紙 manifests の保管場所の確保に苦慮していたほか、年1回の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成に手間や時間を要していた。電子 manifests の運用によりこれらの業務の削減を図ることができた。病院の manifests 担当者は1名だが、他の業務に支障が出ることがなくなった。

また、電子 manifests は登録や情報照会などの操作が簡単であるという点もメリットとして挙げられる。 manifests 担当者が人事異動となった場合も、後任の担当者が戸惑うことなく、スムーズに manifests 管理業務を引き継いで実施できている。

過去の manifests 情報を容易に閲覧し、ダウンロードできる点もメリットを感じており、ダウンロードした manifests 情報を有効に活用している。ダウンロードした manifests 情報を基に、翌年度の廃棄物処理に係る予算の計上や廃棄物処理法で定める特管多量事業者の処理計画実施状況報告書を作成している。紙 manifests を使用していた際には予算の計上や特管多量事業者に係る法定報告の作成に負担を感じていたが、電子化に伴って、省力化を図ることができた。